

地域医療機能推進機構 湯布院病院附属訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する湯布院病院附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションからの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅生活において、自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院附属訪問看護ステーション
- ② 所在地 由布市湯布院町川南 252 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	備考
管理者	経験のある看護師	1 名	常勤と看護師を兼務
看護職員	看護師	2.5 名以上	常勤換算後 4 名
理学療法士等	理学療法士等	適当数	

（1）管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（2）看護職員、理学療法士等

看護職員、理学療法士等は、訪問看護計画及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等の日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の支援
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、医療保険の場合は、各利用者の医療保険証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第8条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、医療保険の場合は、事業所から自宅等までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

医療保険 事業所から片道1キロメートルあたり20円

介護保険 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり20円

3 死後の処置料は、10,000円(税別)

4 前述の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、由布市湯布院町とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 職員は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

（苦情処理に関する事項）

第10条 職員は利用者からの苦情を受けた場合は直ちに管理者に報告しなければならない。管理者は利用者からの苦情や相談があれば現状を評価し適切に対応しなければならない。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① ステーション内に虐待防止検討委員会を設置し、定期的に委員会を開催する。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ④ 新規採用者に対し虐待の防止のための研修を実施する。
- ⑤ 前三号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑥ 職員は、利用者が虐待もしくは虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止検討委員会に報告し、関係機関や自治体に報告し、その対応について相談を行うこと。

（身体拘束等の原則禁止）

第13条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急時、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急時、やむを得ない理由等必要な事項を記載することとする。

（事業継続計画の策定等）

第14条 ステーションは、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続

計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 ステーションは、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1カ月以内

②継続研修 年2回 (研修内容: 接遇・感染対策・医療安全等)

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとする。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

